【資料５】

障害福祉分野の幅広い職種の賃上げ及び障害福祉事業所の経営状況等調査

調査結果と提言・要望

令和8年10月19日

公益財団法人 **日本知的障害者福祉協会**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国社会福祉法人経営者協議会

全国身体障害者福祉施設協議会

特定非営利活動法人 **日本相談支援専門員協会**

一般社団法人 **全国介護事業者連盟**

一般社団法人 **全国児童発達支援協議会**

調査結果を受けて（8団体コメント）

この度、障害福祉事業所等を会員とした8団体合同で、「障害福祉分野の幅広い職種の賃上げ及び障害福祉事業所の経営状況等調査」（以下、本調査）を実施した。

我々8団体では、昨秋・今春と賃上げ状況等について合同調査を行っており、結果に基づく現場の窮状を国や社会に対して訴え、懸命な要望活動を展開してきた。

国には状況のご理解をいただき、処遇改善については、令和8年度期中報酬改定等によって、対象職員・事業の拡大を含んだ拡充が図られた。

このことは大変ありがたく受け止めており、支援策の活用により各現場での賃上げが着実に進んでいることが、今回の調査からも明らかになっている。

しかしながら、全産業での賃上げは障害福祉分野を上回っており、大きな賃金格差は依然として埋まっていない。

また、一方で、食費を中心に長引く物価高騰は事業経営に確実なダメージを与えており、赤字事業所の多さや現場の声からも、もはや経営努力だけでは乗り切れない実情が、本調査の結果にも表れた。

介護分野では、令和8年度報酬改定において、障害福祉分野を上回る処遇改善とともに物価高騰対策が講じられる一方で、障害福祉分野では同様の物価高騰対策が盛り込まれなかったことに加え、「臨時応急的な見直し」として一部事業の基本報酬の引き下げが行われている。

最低賃金のさらなる引き上げもあるなかで、障害のある方や地域社会のニーズに日々向き合い、適切な事業運営に尽力している障害福祉事業所の経営環境は一段と厳しさを増しており、今般の令和9年度報酬改定での対応は今後の事業・経営の継続にも影響する。

障害のある方にこれからも質の高い支援を続けていくためには、現場で働く職員の確保・定着に向けた抜本的な処遇改善と、物価高騰対策をはじめとした事業経営の安定化が不可欠であり、令和9年度報酬改定を念頭に、国において予算を確実に確保いただく必要がある。

調査結果を踏まえ、国には下記4点を緊急に提言・要望する。

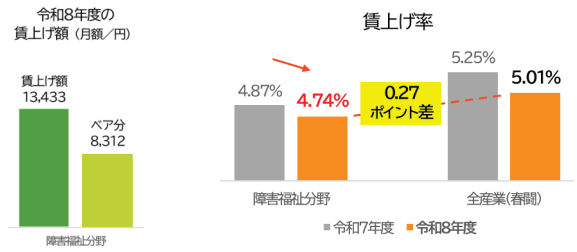
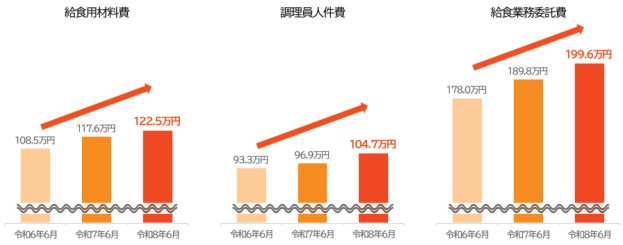
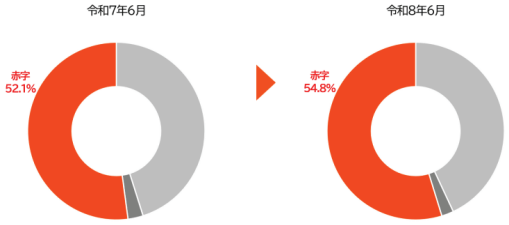
1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた報酬等の引き上げと処遇改善施策の制度間一元化
2. 食費等の物価高騰に対応するための財政支援の拡充
3. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入
4. 障害福祉事業の安定継続に向けた経営基盤の確保と施設整備支援の強化

障害福祉事業者がこれからも障害児者の暮らしを守り、希望する生活を支え続けるために、国には格段の配慮をいただくよう、強い危機感をもって表明する。

令和8年10月19日

日本知的障害者福祉協会・全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会・全国社会福祉法人経営者協議会
全国身体障害者福祉施設協議会・日本相談支援専門員協会
全国介護事業者連盟・全国児童発達支援協議会

調査結果から見えた障害福祉現場の実態

賃上げ	● 障害福祉事業所は、拡充された処遇改善加算等を活用して、**賃上げ・ベースアップを着実に進めている。** ● しかしながら、**全産業との賃金差はほとんど変わっておらず、依然大きな賃金格差がある。**	
物価高騰	● **物価高騰の影響は、とくに食費で顕著**で、**光熱水費も微増**している。 ● **入所施設における食費・光熱水費は基準費用額を大きく上回り**、施設が持ち出している状況。 ● 重点支援地方交付金では、物価高騰分のカバーが至っていない。	
経営状況	● **赤字事業所は、直近単月では5割超。** ● 8割超の事業所が、**必要な修繕や災害対策の施設整備が困難**になっている。	

調査結果を踏まえた提言・要望

人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため、
令和9年度報酬改定において、
処遇改善の抜本的な拡充とともに、事業所への物価高騰対策・経営支援をいただきたい

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた報酬等の引き上げと処遇改善施策の制度間一元化

- ➡ 人材確保・定着に向けて、まずは全産業との賃金格差を解消するため、基本報酬・処遇改善加算等の大幅な引き上げが必要。
- ➡ 処遇改善の対象職種が広がり、経営の裁量は拡大された一方で、人事院勧告ベースの保育分野や、改善幅に差が生じた介護分野など、制度間の格差は残る。
 多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も行っており、仕組み・運用の制度間一元化が必要。

2. 食費等の物価高騰に対応するための財政支援の拡充

- ➡ 食費・光熱水費の高騰の状況を踏まえ、介護分野では対応された基準費用額の引き上げが障害福祉分野においても不可欠。
- ➡ 食事提供体制加算額の引き上げは必須で、加算の恒久化も検討が必要。
- ➡ 財政支援は、自治体への交付金のみではなく、介護分野の補正予算事業と同様に、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていただきたい。

3. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

- ➡ 賃上げ基調やさらなる物価高騰も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。
- ➡ 全産業の賃上げや人事院勧告、また物価指数に毎年連動する仕組みを導入すべき。

4. 障害福祉事業の安定継続に向けた経営基盤の確保と施設整備支援の強化

- ➡ 障害児者に質の高い支援を安定的かつ継続的に提供するため、また複雑化が増す加算対応事務負担を踏まえ、基本報酬の引き上げによる経営基盤の確保が重要。
- ➡ 必要な修繕や災害対策に向けた施設整備支援の一層の強化が必要。

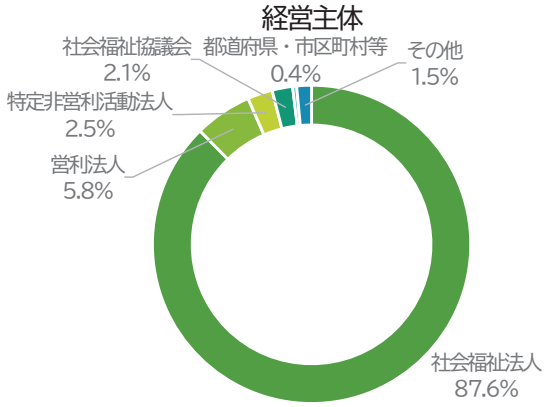
障害福祉分野の幅広い職種の賃上げ及び障害福祉事業所の経営状況等調査

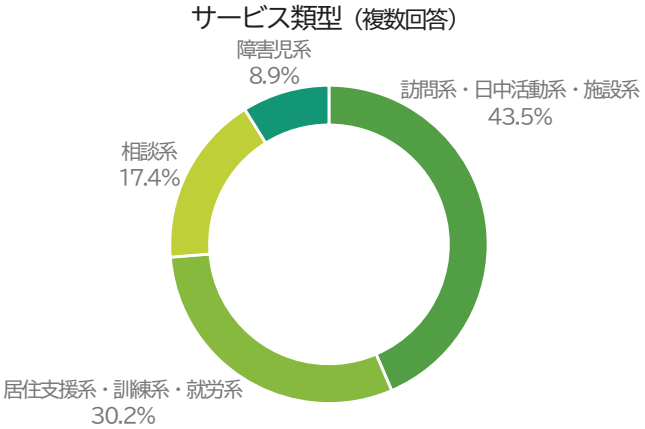
調査結果

5

調査概要

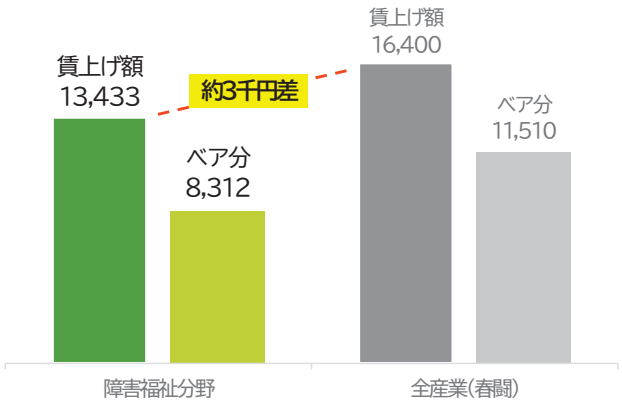
実施団体	公益財団法人 **日本知的障害者福祉協会**　**全国身体障害者福祉施設協議会** 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 **全国社会就労センター協議会**　特定非営利活動法人 **日本相談支援専門員協会** **全国身体障害者施設協議会**　一般社団法人 **全国介護事業者連盟** **全国社会福祉法人経営者協議会**　一般社団法人 **全国児童発達支援協議会**
調査期間	令和8年9月18日～10月5日
回答数	**1,731事業所**



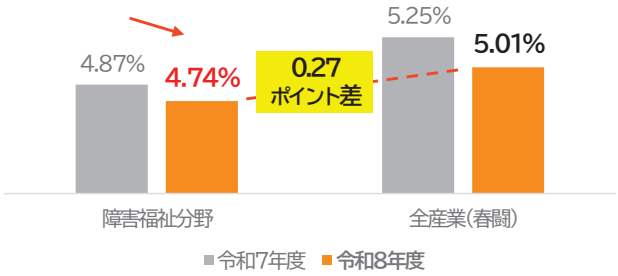


賃上げの状況　≫正社員1人あたり（令和8年度）

令和8年度の賃上げ額（月額／円）



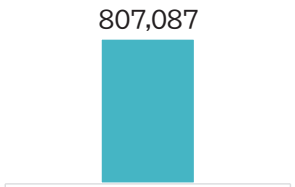
賃上げ率



	(※)前年所定内給与	賃上げ月額（平均）	賃上げ率
令和8年度	259,900円	12,318円	4.74%
令和7年度	251,800円	12,258円	4.87%

※前年所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づく障害福祉分野の令和6・7年の金額に基づき算出

令和8年度の賞与・一時金（年額見込み／円）

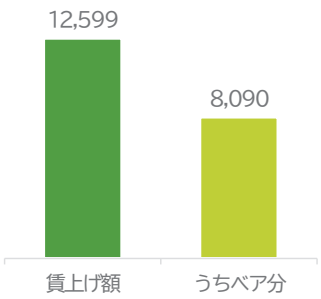


- ✓ 令和8年度報酬改定での処遇改善加算の拡充等により、賃上げ・ベースアップは一定進んでいる
- ✓ 全産業との賃金差はわずかに縮まったが、依然、大きな格差
- ➡ **現行の加算水準にとどまらない抜本的な処遇改善が必要**

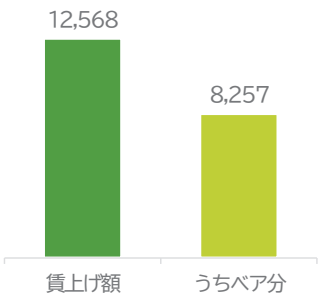
賃上げの状況　≫各職種1人あたり月額（令和8年度）

（単位：円）

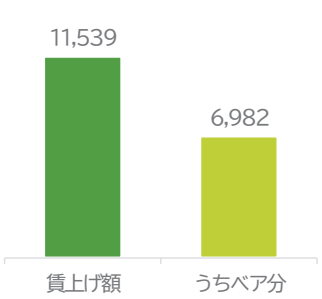
福祉・介護職



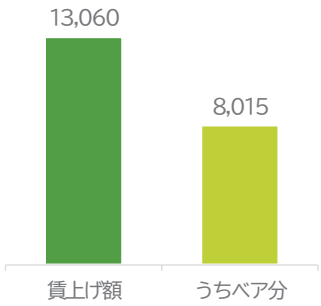
看護職



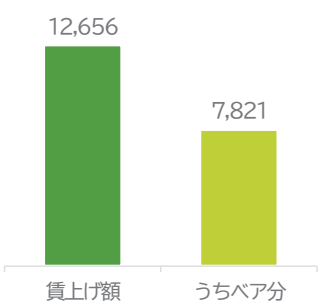
リハビリ専門職



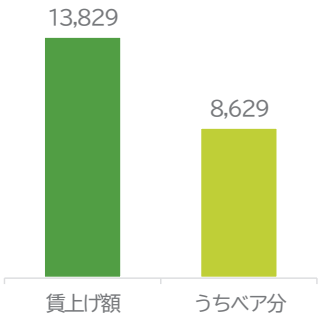
相談支援専門員等



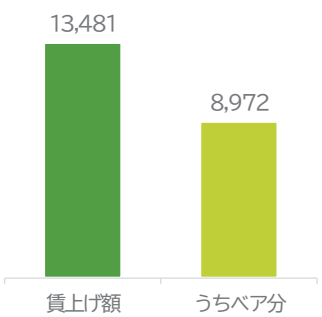
事務職



サービス管理責任者



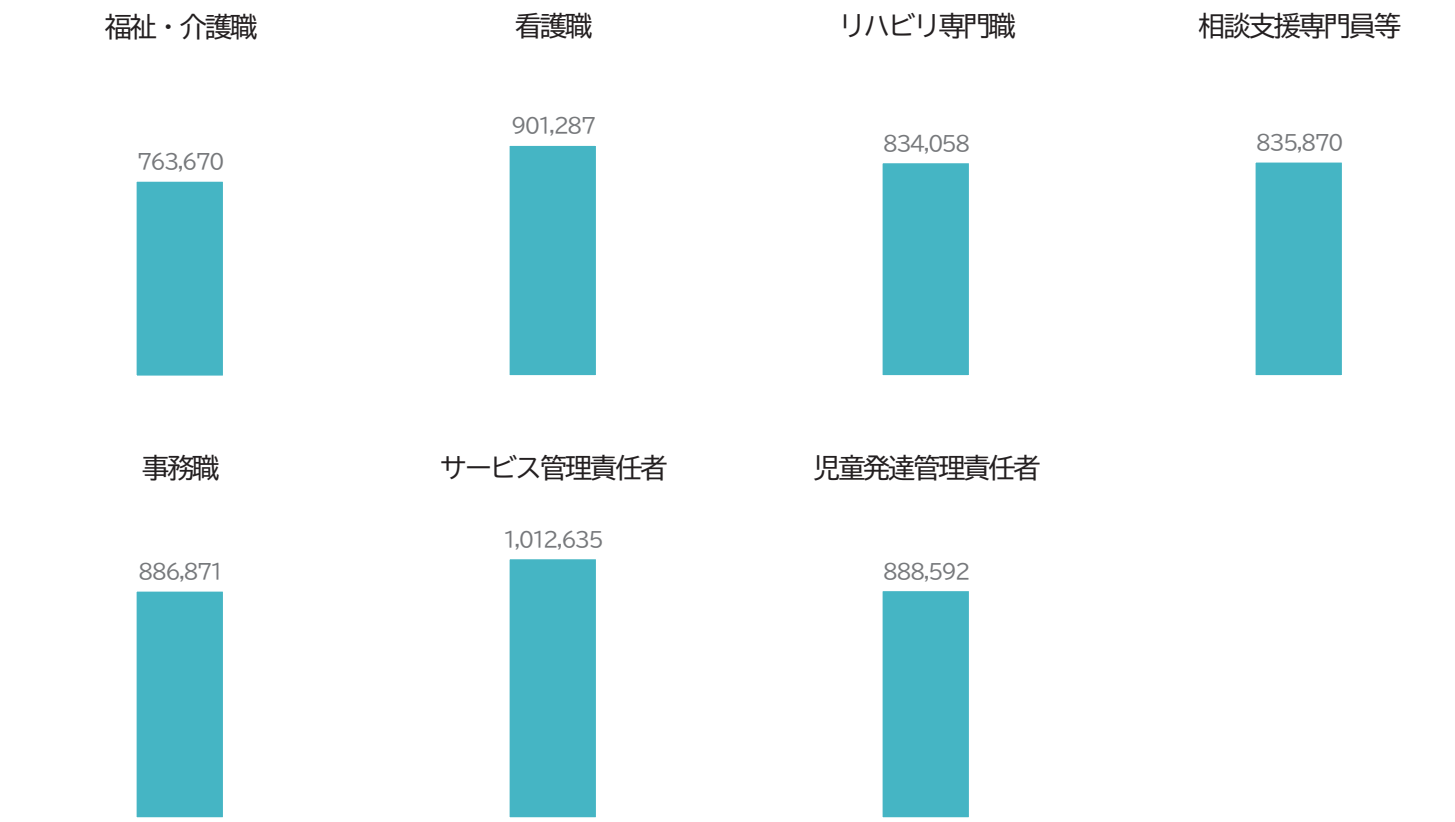
児童発達管理責任者



- ✓ 処遇改善加算の対象拡大等により、各職種での賃上げ・ベースアップが一定進んでいる

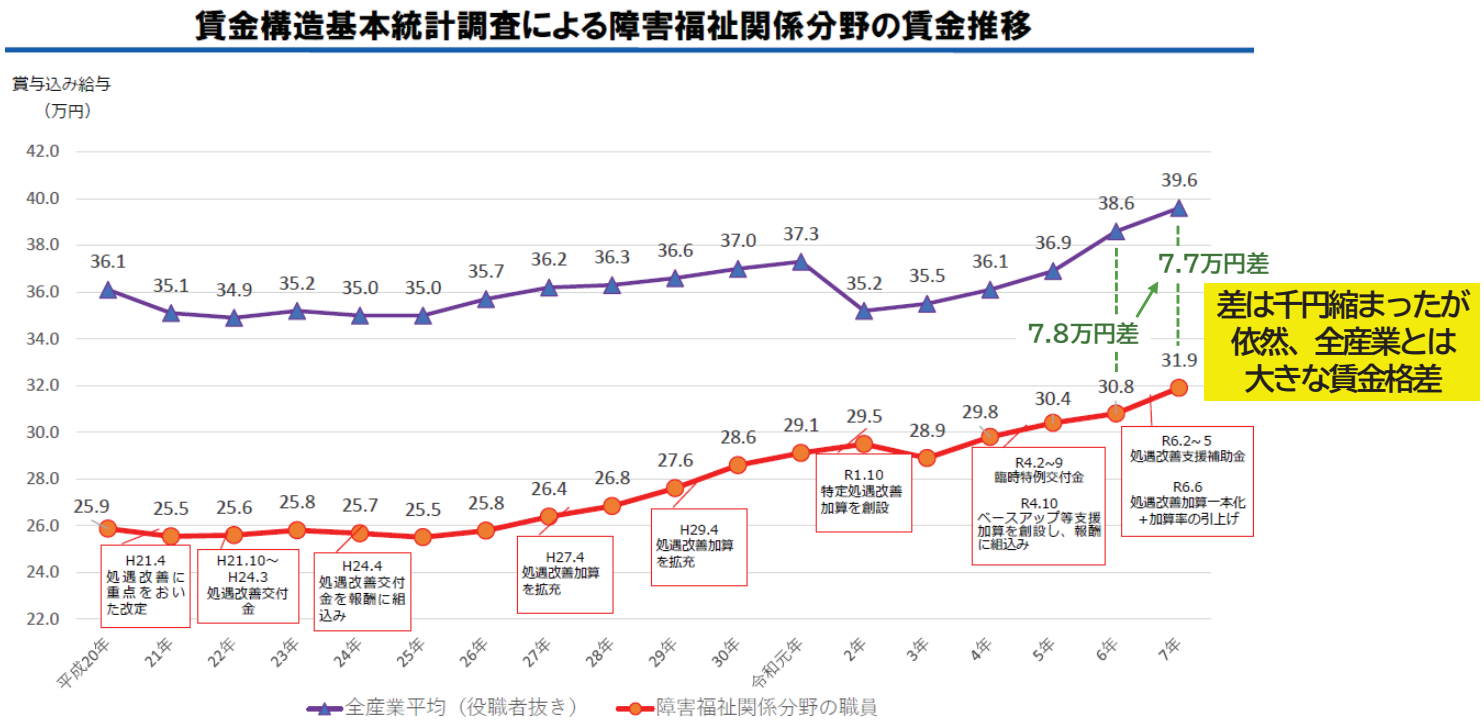
賃上げの状況　≫各職種1人あたりの賞与・一時金（令和8年度）

（単位：円）



令和8年10月　障害福祉分野の賃上げ・経営状況等調査

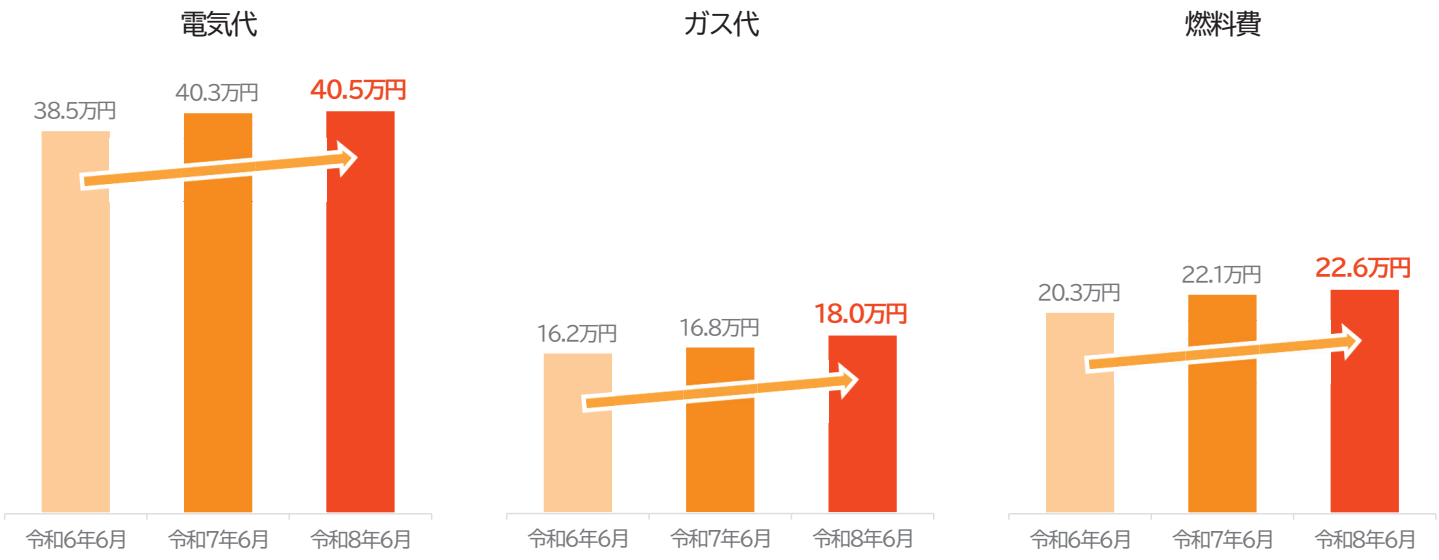
（参考）全産業との賃金格差



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。
注１）賞与見込み給与は、調査年の６月分として支払われた給与に調査年の前年の１月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。
注２）障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。
　　令和２年～令和７年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

厚労省「第55回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（令和8年4月28日）資料４から抜粋し、一部追記

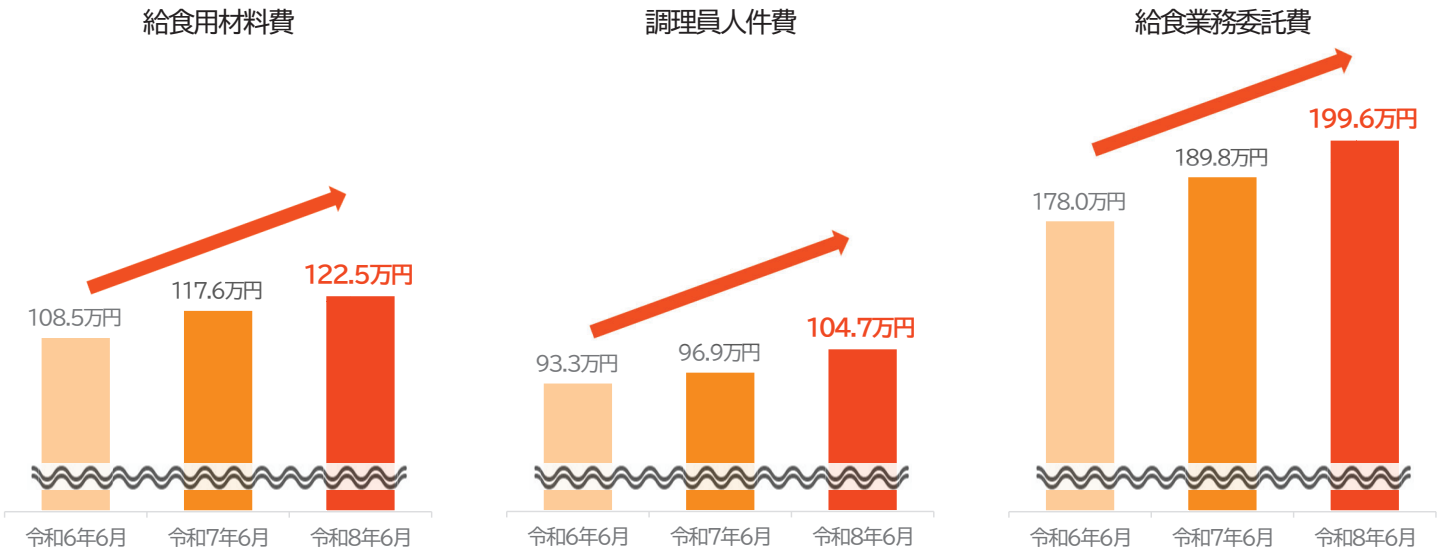
物価高騰等の状況　≫電気代・ガス代・燃料費（1事業所あたり月額）



✓ 電気代・ガス代・燃料費は、各種支援策が講じられるなかでも毎年微増

➡事業所への財政支援の継続・拡充が必要

物価高騰等の状況　≫給食関係費（1事業所あたり月額）

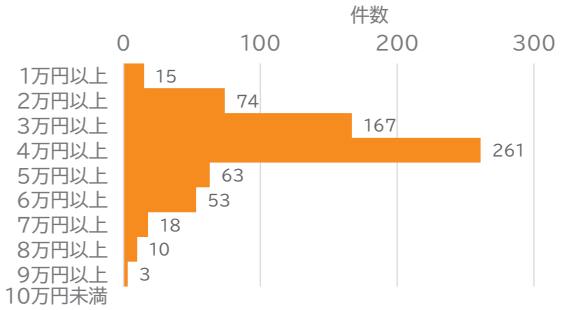


✓ 給食関係費は、材料費・人件費・業務委託費とも毎年高騰

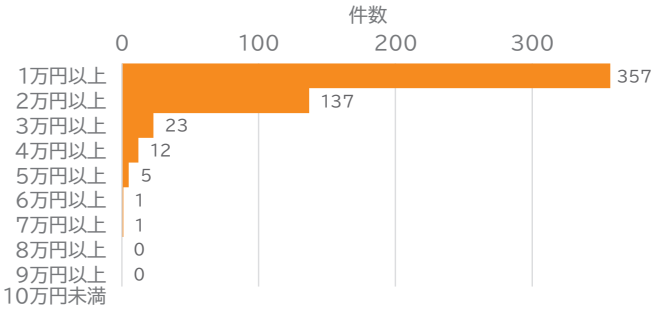
➡引き続き、利用者に良質な給食が提供できるよう、
介護分野にもならい、事業所に確実に行き渡る形での財政支援が必須

物価高騰等の状況　≫入所施設における食費・光熱水費（1人あたり月額）

食費



光熱水費



10,000円～99,999円の回答の平均

※多くの施設の実態を表すため著しく高額・少額な回答を除く観点から全回答（n=694）のうち5桁の回答で平均を算出

食費（n=664）43,607円 ＋ 光熱水費（n=536）18,521円 ＝ 62,128円

基準費用額55,500円を大きく上回る

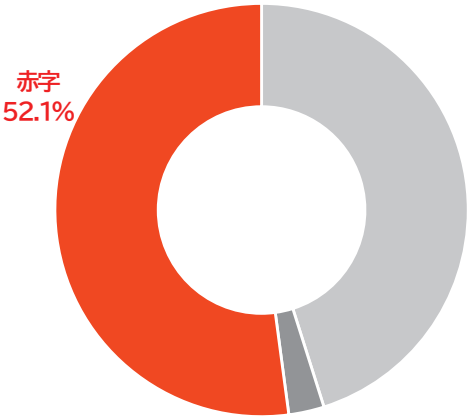
✓ 入所施設における食費・光熱水費は、基準費用額を大きく上回り、施設が持ち出している状況

➡介護分野にもならい、基準費用額の引き上げが必須

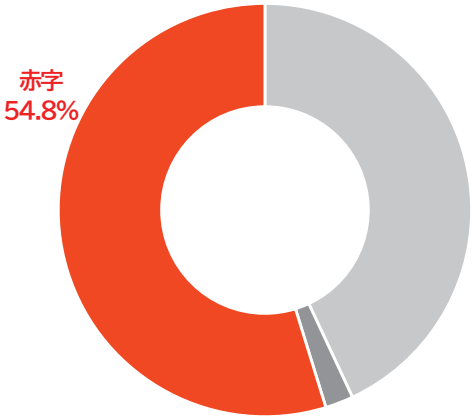
※介護分野では、令和8年度報酬改定により基準費用額（食費）が100円／日引上げられたが、障害福祉分野に同様の措置なし

経営状況

令和7年6月



令和8年6月

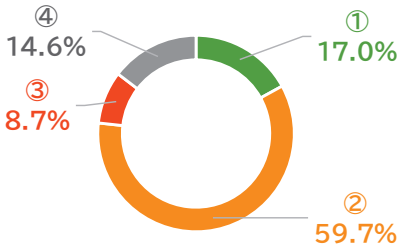


✓ 直近単月では5割超、前年比でも微増と、多くの事業所が赤字になる収支構造

➡経営環境の厳しさのなかで福祉サービスを継続するため、基本報酬の引き上げなど抜本的な対応が必要

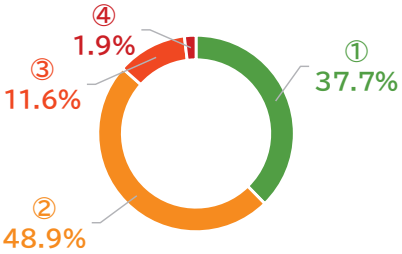
令和9年度報酬改定に向けて（経営実感）

Q１　「重点支援地方交付金」を活用した障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業で、電気・ガス代や食材費等の継続的な物価上昇に対し、増加分コストをカバーできていますか？



① 「重点支援地方交付金」によって物価高騰分はほぼカバーできており、経営に支障はない。
② 物価高騰分については「重点支援地方交付金」によるカバーが不十分であり、収支悪化や赤字化を招いている。
③ 物価高騰分について「重点支援地方交付金」では全くカバーできておらず、給食経費の見直しや事業の一部を縮小・休止せざるを得ないような深刻な状況にある。
④ 「重点支援地方交付金」を活用していない。（自治体による支援がなかった場合も含む。）

Q２　次期報酬改定で、物価高騰等を補う「基本報酬の引き上げ」がない場合、貴事業所（施設）の経営は今後どうなりますか？

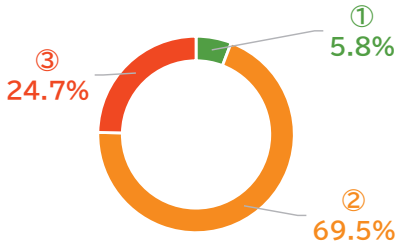


① 経営努力により収支の維持が可能。
② 収支悪化や赤字により、他事業の補填や借入がなければ3年耐えられない。
③ 1～2年以内に事業縮小を検討せざるを得ない。
④ 1～2年以内に廃業・撤退、またはM&A（譲渡）を具体的に検討せざるを得ない。

✓ 約7割が、「重点支援地方交付金」で物価高騰分のカバーは不十分・全くできていないとの回答
✓ 7割強が、基本報酬の引き上げがなければ現状事業の維持が困難との回答

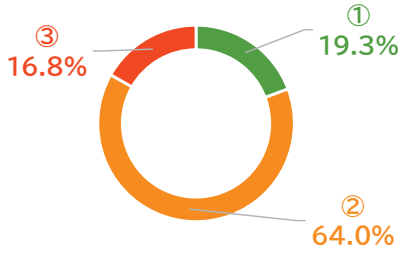
令和9年度報酬改定に向けて（経営実感）

Q３　他産業で高水準の賃上げが続く中、報酬改定において処遇改善加算のさらなる引き上げ（拡大）が行われない場合、貴事業所（施設）で他産業に追従する賃上げを継続することは可能ですか？



① 加算の拡大（引き上げ）がなくても、自己資金（経営努力）によって他産業並みの賃上げを継続できる。
② 加算の拡大がなければ、自己資金での賃上げはすでに限界に達しており、これ以上の賃上げは不可能（他産業との格差が広がり、職員の離職や採用難が致命的になる）。
③ 加算の拡大がない場合、他産業への人材流出を防ぐための賃上げどころか、定期昇給や賞与の維持すら極めて困難である。

Q４　将来的な建物・大型設備（空調、給湯、エレベーター等）の更新や、災害時の避難機能・防災対策に向けた「計画的な資金の積立（自己資金の確保）」はできていますか？



① 現在の基本報酬水準で十分に利益（内部留保）が出ており、計画的な積立ができている。
② 日々の運転資金（人件費や物価対応）で手一杯であり、修繕・防災のための積立は全くできていない（故障時は事業継続の危機）。
③ 資金不足のため、すでに必要な修繕や災害対策を放置・断念せざるを得ない状態にある。

✓ 9割以上が、処遇改善加算の引き上げがなければ、さらなる賃上げは困難との回答
✓ 8割超が、必要な修繕や災害対策の施設整備が困難との回答

8知福祉発第383号
令和8年10月20日

地方会長各位

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　長　　樋　口　幸　雄

障害福祉現場における抜本的な賃上げと物価高騰対策並びに令和9年度報酬改定に向けた要望活動について（お願い）

日頃より障害福祉施策の推進にご尽力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、現在、障害福祉サービスを支える現場は、食費やエネルギー、建築単価等の様々な分野での物価高騰に加え、深刻な人手不足により極めて厳しい苦境に立たされています。

こうした状況の中、障害福祉関係8団体（日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国社会福祉経営者協議会、全国身体障害者福祉施設協議会、日本相談支援専門員協会、全国介護事業者連盟、全国児童発達支援協議会）では、昨年及び本年4月に引き続き「障害福祉分野の幅広い職種の賃上げ及び障害福祉事業所の経営状況調査」（調査期間：令和8年9月18日～10月5日）を実施し、10月19日に調査結果を公表いたしました。

本調査結果からは、他産業との深刻な賃金格差や、食費やエネルギー価格の高騰が事業経営を直撃している実態が改めて浮き彫りとなりました。

障害のある方に今後も継続して質の高い支援を提供するためには、現場で働く職員の確保・定着に向けた抜本的な処遇改善と、物価高騰対策をはじめとする事業経営の安定化が不可欠であり、令和9年度報酬改定を見据えて確実に予算を確保する必要があります。

そこで本会では、障害のある人の暮らしや障害福祉サービス利用者の生活を守るために、障害福祉分野における賃上げ並びに物価高騰対策に向けた一層の取組を求めていくことといたしました。

つきましては、短い時間でのお願いとなり誠に恐縮に存じますが、下記につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます

記

1．地元の国会議員の先生に対し、地方会様において、「障害福祉現場における抜本的な賃上げと物価高騰対策並びに令和9年度報酬改定に向けた要望」と障害福祉関係8団体で実施した「障害福祉分野の幅広い職種の賃上げ及び障害福祉事業所の経営状況等調査　調査結果と提言・要望」の資料をご持参のうえ要望を行っていただきたくお願いいたします。（要望書のひな形を添付いたしますので、適宜ご修正の上、ご活用いただければと存じます。）

2．上記の要望活動を行っていただいた国会議員の先生方の情報につきまして、**11月中**を目途に、本会事務局あてにお知らせください。（別添様式にご記載ください）

令和８年１０月○日

○　○　○　○　様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　　長　　樋　口　幸　雄
○　○　○　○　協　会
会　　長　　○　○　○　○

障害福祉現場における抜本的な賃上げと物価高騰対策並びに令和９年度報酬改定に向けた要望

国会議員の先生方におかれましては、日頃より障害福祉政策の充実にご尽力をいただき心より感謝申し上げます。

本会を含む障害福祉関係８団体（日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国社会福祉経営者協議会、全国身体障害者福祉施設協議会、日本相談支援専門員協会、全国介護事業者連盟、全国児童発達支援協議会。以下「8団体」という）では、昨年・今春と賃上げ等についての合同調査を行っており、結果に基づく現場の窮状を訴え、要望活動を展開してまいりました。国会議員の先生方には状況をご理解いただき、処遇改善については、令和８年度期中改定等によって、対象職員・事業の拡大を含んだ拡充が図られました。このことは大変ありがたく受け止めております。

しかしながら、依然として全産業平均との賃金格差（月額 7.7 万円）は大きく、人材の確保・定着は極めて困難な状況にあります。さらに、食費やエネルギー価格の高騰により事業経営は大きなダメージを受けており、経営努力だけでは乗り切れない状況となっています。

そこで、昨年及び本年４月に引き続き、８団体では「障害福祉分野の幅広い職種の賃上げ及び障害福祉事業所の経営状況等調査」を実施し、10 月 19 日にその結果を公表いたしました（別添参照）。

今回の調査結果からは、国による様々な支援策の活用等により各現場での賃上げが一定程度進んでいることが明らかになっていますが、全産業平均との月額 7.7 万円の賃金格差が縮小していないことや、長引く物価高により事業所の経営状況は依然として厳しい状況にあることが明らかとなっています。

障害のある方々に対し、今後も質の高い支援を継続して提供するためには、福祉現場を支える職員の確保・定着に向けた抜本的な処遇改善、ならびに昨今の物価高騰をはじめとする厳しい経営環境下における事業運営の安定化が不可欠であり、令和９年度報酬改定に向けて、国において十分な予算を確保いただくことが極めて重要であると考えます。

つきましては、障害福祉事業者がこれからも障害児者の暮らしを守り、希望する生活を支え続けていくために、以下の内容につきまして特段のご高配を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

【 要 望 事 項 】

1. 障害福祉分野と全産業平均の賃金水準の格差を解消するための早急な予算措置をお願いいたします。

障害福祉分野の賃金水準（所定内給与※25 万 9,900 円）は、全産業平均（同 33 万 400 円）と比べ、月額給与で 7.7 万円低い水準にあります。また、令和８年度の全産業（春闘）の賃上げ率は、5.01％（連合最終集計結果）と、昨年度と同様に５％を超える水準とされていますが、障害福祉現場の賃上げ率はそれに追いついていません。

なお、本会を含む障害福祉関係８団体で９月中旬から 10 月上旬に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ額は令和８年度で 12,318 円、賃上げ率は 4.74％と、全産業平均賃上げ額（16,400 円、5.01％）に届かず、依然として大きな賃金格差があることから、障害福祉分野と全産業との賃金格差を是正するための早急な予算措置をお願いします。

※所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の障害福祉分野の令和７年の金額に基づき算出

2. 人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組み（賃金・物価スライド制）を導入していただくようお願いいたします。

障害福祉サービスの報酬改定は３年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差は拡大する一方で、人材の流出も懸念されます。

人件費や物価については、毎年、障害福祉サービスの報酬に反映される仕組み（全産業の賃上げや人事院勧告、物価指数等に連動する「賃金スライド制・物価スライド制」）としていただくようお願いします。

3. 安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスを継続して提供するため、物価高騰を踏まえた予算措置をお願いいたします。

○　障害福祉サービス事業所は公定価格（障害福祉サービス等報酬）で運営されており、民間企業のような価格転嫁ができません。現在、多くの事業所では、食料品やエネルギー価格の上昇分を法人が持ち出し、あるいは利用者の負担増を避けるため、法人努力により切り詰めている状況にあることから、現在の実勢価格を反映した「食費の基準費用額」「補足給付額」、および「食事提供体制加算」の大幅な引き上げをお願いします。

○　物価の高騰により、多くの障害福祉サービス事業所の経費が継続的に増加しています。安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続し、障害のある人が安心して暮らす

環境を守るため、物価高騰に対する障害福祉サービス事業所等の負担軽減のための予算措置をお願いします。

○　建築資材の高騰や民間賃貸住宅の家賃の値上げ等により、グループホームで暮らす障害者の家賃負担が重くなっています。障害のある方の地域生活を維持するため、グループホームの家賃補助の増額をお願いします。

4. 令和９年度報酬改定が、質の高い事業所を適切に評価する改定となるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

障害福祉報酬改定検討チームの検討では、令和９年度改定について、予算に限りがあるなかでメリハリの利いた報酬体系を目指すとしています。昨今、新規参入に伴うサービスの質の低下が懸念されており、公平なルールの下で質の高い支援を提供する事業所を適切に評価する仕組みの構築が不可欠です。その際、「報酬の適正化」を理由に、質の高い支援を提供している事業所まで一律に報酬が引き下げられることがないよう、利用者・事業者双方が納得できる報酬改定としていただくようお願いします。

5. 障害のある人の暮らしの場の質の向上のため、施設整備費の拡充をお願いいたします。

第８期障害福祉計画においては、障害者支援施設の居室の個室化やユニット化等の推進が明記され、グループホームについては施設からの移行先及び暮らしの場の選択肢として、障害のある人が安心して暮らすための質の高い住居の拡充が求められる中、施設整備費の需要は高まっています。施設整備費については、障害者支援施設の居室の個室化等の推進や老朽化に伴う事業所の建て替えに係る費用、グループホームの整備費等の拡充をお願いします。

また、国および自治体が定める社会福祉施設等施設整備費の補助基準額と、実際の市場価格（実勢価格）との間には著しい乖離が生じています。特に、近年の円安やエネルギー価格の高騰に伴う建築資材の急騰、および建設業界の人手不足による労務費の上昇により、現在の基準額では設計通りの着工が困難なケースや、入札不調が相次いでいることから、施設整備費の補助基準単価の引上げをお願いします。

『障害福祉現場における抜本的な賃上げと物価高騰対策並びに令和９年度報酬改定に向けた要望活動』　国会議員要望リスト

No.	地区・地方会名	【国会議員】					【想定している要望方法】					訪問(実施)予定日	特記事項
		衆・参	議員氏名（敬称略）	政党	役職等（内閣・政党内）	秘書氏名（敬称略）	①議員会館で本人に要望	②議員会館で秘書に配付	③地元で本人に要望	④地元で秘書に配付	⑤その他		